

2018年8月3日

名古屋地裁司法記者クラブ 担当記者の皆様 FAX 231-0498

名古屋市民オンブズマン(代表・新海 聡)

TEL 052-953-8052

全国市民オンブズマン連絡会議(事務局長・新海聡)

加藤芳文・みよし市議

尾三消防組合 消防デジタル無線談合住民訴訟

「5460万円を損害賠償請求しろ」の提訴

いつもお世話になります。名古屋地方裁判所に対して標記の件にかかる住民訴訟（地方自治法242条の2）を提起しますので、ご案内いたします。

【事案の概要】無線通信をアナログからデジタルとする国の方針で、全国の自治体消防本部が「デジタル無線」を導入、2016年5月までに切り替えました。極めて高額な設備です。

この事業に関し、公正取引委員会は2017年2月2日、「メーカー5社」（富士通ゼネラル、日本電気、沖電気工業、日本無線、日立国際電気とその各県の代理店等）が談合して、公共の利益に反して競争を実質的に制限した旨を認定し、課徴金納付命令を出しました。

富士通ゼネラル以外は課徴金を払い（制度上、一部免除例）、再発防止の徹底等を表明。

課徴金とは別に、各自治体には「談合によって損害が生じている」のでこの分も返還されるべきお金です。しかし、公取委の命令を受けて1年を経過しても、全国ほとんどの自治体・消防本部が、談合認定に起因する損害賠償を業者に請求する旨の意思を示していません。

【住民監査請求】そこで、全国市民オンブズマン連絡会議が、損害の賠償を求めべく各地での住民監査請求を呼びかけています。岐阜県では7消防本部の事業が該当。愛知県では尾三消防組合が該当したので、2018年5月17日に住民監査請求を行いました。しかし尾三消防組合監査委員は、「消防組合は沖電気と直接契約しておらず、特約店契約となっている株式会社TTKが、『代理店等』として特定されていない」として7月12日に住民監査請求を「棄却」しました。

【住民訴訟の提訴】私たちは「棄却」との結果には到底納得できないので、住民訴訟に進むしかありません。当方は契約額の20%「5460万円」を請求します。尾三消防組合は速やかに関係業者に損害賠償請求すべきです。

訴訟は、名古屋市民オンブズマンの弁護士が原告（住民監査請求人）の代理人として弁護団を構成、一切を進めて行きます。この提訴につき、以下のようにご案内いたします。

8月9日（木） 午前11時 名古屋地裁前行進後、訴状を提出し、

手続き完了後 **11時15分～名古屋司法記者クラブ**で解説させていただきます。資料などはその際に配布いたします。 以上